税制のEBPMに関する専門家会合（第８回）議事録
日　時：令和８年10月９日（金）15時30分～
場　所：WEB会議（財務省第３特別会議室を含む）

〇赤井座長

ただいまから「税制のEBPMに関する専門家会合」の第８回を開会いたします。

委員の皆様方の御理解・御協力をいただき、オンラインも利用した会議としております。本日の出席者一覧はお手元にお配りさせていただいておりますので御確認ください。なお、会議の途中でお手元のパソコン操作などに支障が生じましたら、事務局を呼んでください。また、オンライン参加の方に支障があれば、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただけますと幸いです。

本日は、事業承継税制について議論を行っていきたいと思います。また、オブザーバーとして日本商工会議所及び日本税理士会連合会に参加いただいております。

それでは、早速議題を進めたいと思います。

初めに留意点ですが、本会議は記者が傍聴できるように別室で中継しておりますので、その点、皆様に御留意をお願いいたします。

まず財務省から資料（証８－１）について説明いただきたいと思います。財務省主税局税制第一課、谷主税企画官より御説明をよろしくお願いいたします。

〇谷主税局税制第一課主税企画官

事業承継税制について、資料に基づき御説明いたします。

まず、本日の議題である法人版事業承継税制の概要でございます。３ページ目、事業承継税制は、我が国の中小企業は同族経営が多数を占めるという実態を踏まえ、株式分散の防止、安定的な経営の継続の確保を通じて、地域経済活力の維持と雇用の確保といった２つの政策目的の実現のために、非上場株式に係る相続税・贈与税の納税を猶予する制度として、平成21年度税制改正で創設しております。

その後、中小企業の円滑な世代交代の集中的な促進と生産性向上を図る観点から、平成30年度税制改正におきまして、10年間の時限措置として特例措置を創設し、本措置では全株式を対象に100％の納税猶予を受けることができます。

４ページ目、特例措置の活用の流れでございます。特例承継計画に基づきまして、後継者の方に株式の相続・贈与があった場合に、その納税の猶予を受けることができます。その要件といたしまして、承継後５年間は雇用確保要件が課されております。また、納税猶予期間において、事業・株式保有継続の要件が課されておりますが、後継者がお亡くなりになった場合や次の後継者に事業を引き継いだ場合には猶予税額が免除されることになっております。このため、納税猶予ではありますが、事業を継続する限りにおいて実質的に免除する制度となってございます。

５ページ目、一般措置と特例措置の要件の比較でございます。主な相違点といたし

ましては、相続税の納税猶予割合については、一般措置が80％に対して特例措置が100％。対象株式数は、一般措置では３分の２までに対して特例措置では全株式、雇用確保要件は、一般措置で平均８割の雇用維持に対して特例措置では弾力化となってございます。

次に６ページ目、本税制の適用状況でございます。

特例措置の創設以降、適用件数、猶予税額ともに大幅に増加しているところでございます。

続いて７ページ目、特定同族会社株式の相続につきまして、事業承継税制の適用割合を見たものでございます。全体の約８割は株式価額が7,000万円以下で、基礎控除等の存在により事業承継税制の需要が低くなっております。一方、株式価額が高くなるにつれまして事業承継税制の適用割合が高い傾向にございます。

８ページ目、与党税制改正大綱の記載でございます。令和８年度与党税制改正大綱におきましては、適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和９年度税制改正において結論を得るとされております。

本日の事務局資料は、主に後者の本措置の適用状況や課税の公平性の観点からの検討に資するものとして御準備しております。

まず１つ目の大きな固まりとして、事業承継税制の政策効果でございます。

10ページ目、廃業等をめぐる状況でございます。廃業等の件数は左下にあるとおり、特例措置の創設後も増加傾向にございます。また、廃業等の理由を見ますと、右下にあるとおり、「誰かに継いでもらいたいと思っていない」、「事業に将来性がない」、「後継者が不在」といった理由がほとんどでございまして、事業承継税制で対応できない課題も多いことに留意が必要でございます。

11ページ目、事業承継税制の成長・投資効果でございます。アンケート結果では、「早期の事業継続」「株式の集約」といった回答が約５割ありまして、事業継続の効果は得られている可能性が示されております。一方、「会社の経営が良くなった」との回答は１割に満たず、特例措置の政策目的である生産性向上に寄与しているかどうかということについては必ずしも明らかではない状況でございます。

12ページ目、事業承継の形態が企業の成長に与える影響でございます。贈与による事業承継、つまり先代の経営者が御存命中に事業承継が行われた場合、相続の場合と比較しまして、事業承継後の経営パフォーマンスが高い傾向にあります。一方、こうした中小企業は、右下の分析にあるとおり、事業承継前の経営パフォーマンスも高い傾向にあるため、事業承継の形態が企業の成長に与える影響については慎重な検証が必要と考えられます。

13ページ目、雇用確保要件の適用状況でございます。事業承継税制の適用会社は、雇用確保要件である８割以上を満たしている会社がほとんどを占めていることから、

雇用確保要件がどの程度機能しているのか必ずしも明らかではございません。

14ページ目、後継者の保有株式割合でございます。一般措置においては、赤の太線で囲んでおりますが、相続後における後継者の保有株式数が３分の２となるように一部相続が集中的に生じております。一方、一般措置、特例措置ともに、緑の太線で囲んでおりますが、一部相続により、相続後における保有株式数が３分の２、場合によっては２分の１以下となっている事例も散見されます。本税制が株式分散の防止を掲げていることとの関係を考える必要があろうかと思います。

15ページ目、親族内承継と企業業績をめぐる学術面の議論でございます。一般に同族企業は非同族企業と比較して経営パフォーマンスは高くないことが多数の実証研究で示されているところでございます。このため、本税制は同族経営を促進する面もあることから、中小企業の稼ぐ力との関係も論点になろうかと思います。

続いて２つ目の大きな固まりとして、適用案件における税負担の状況でございます。

17ページ目、後継者の相続財産と納付税額の軽減効果でございます。相続税の課税価格の分布を見ますと、左下にあるとおり、事業承継税制の適用を受ける後継者は相続税の納税者全体と比較して課税価格は相対的に大きく、多額の資産を承継していることが見てとれます。また、事業承継税制適用前の納付税額に対する適用後の納付税額の割合を見ますと、右下にあるとおり、特例措置の適用を受けることでおおむね５割程度になっております。これについて、仮に一般措置を適用した場合であっても、非上場株式以外の資産も引き継いでいることを背景といたしまして、納付税額の上昇幅はおおむね１割程度にとどまることが示されております。

18ページ目、後継者の相続税の負担能力でございます。後継者が相続する相続財産に含まれる流動資産と相続税額を比較した場合、承継会社の規模にかかわらず、平均的には流動資産の範囲内で相続税額を負担することができます。仮に一般措置を適用した場合であっても同じことが示されております。また、個別に見ましても、流動資産が納付税額を上回る後継者は全体の約７割を占めております。

19ページ目、後継者の経常所得を見たものでございます。特例措置の適用を受ける後継者の経常所得につきましては、左下にあるとおり、例えば相続した株式の価額が5,000万円以下の場合であっても、中央値で見て1,288万円と相当に高い水準にございます。相続した株式の価額が大きくなりますとさらに高くなる傾向にございます。このため、相続財産に含まれる流動資産に加えて、承継後の貯蓄、ここでは経常所得の10％を５年間という形で試算しましたが、これも加味いたしますと、流動資産と承継後の貯蓄の合計額が納付税額を上回る後継者は全体の約９割まで到達し、幅広く納税猶予の対象となっていることが見てとれます。

最後に、大きな固まりといたしまして、資産管理会社への適用実態でございます。

21ページ目、資産管理会社は、有価証券や不動産など個人資産を保有・管理する法人でございます。このような法人を事業承継税制の対象とすることは、地域経済活力

の維持、また雇用の確保という政策目的に合致しないため、適用対象外としているところでございます。ただし、下のグレーのところに書いていますが、３年以上、商品販売・貸付け等を行っていること、親族以外の常時使用従業員が５人以上であること、事務所等を所有又は賃借していることといった３つの要件を全て満たす場合には事業実態があると考えられるといたしまして、例外的に適用対象としているところでございます。こうした資産管理会社は租税回避に利用されるおそれもあることに留意が必要でございます。

22ページ目、資産管理会社に該当しながら事業承継税制の適用を受けていた事例でございます。平成29年の会計検査院の報告におきまして、事業実態等がある資産保有会社が特定資産を含めた全ての資産の価額が納税猶予税額の計算の対象となっているなど、政策目的に照らして必ずしも必要最小限のものとはなっていないと考えられる状況が見受けられたとの指摘を受けているところでございます。

最後に23ページ目、業種別の特例措置の適用状況でございます。特例措置の適用状況を業種別に見ますと、不動産賃貸業は、従業員数が少ない一方、猶予税額が大きくなっており、他の業種と比較しても差が際立っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

〇赤井座長

ありがとうございました。

続きまして、中小企業庁から御説明をお願いしたいと思います。資料はお手元の資料（証８－２）になります。中小企業庁事業環境部財務課、森課長、よろしくお願いいたします。

〇森中小企業庁事業環境部財務課長

当課では本税制、特に10年間の適用期限を迎える特例措置につきまして、先ほどお話がありました令和８年度与党税制改正大綱も踏まえながら、検討会も実施しつつ、検証・検討を行ってまいりました。一部、財務省の資料の中身と重複する部分があるかもしれませんが、そうした検証プロセスで整理をしましたデータを中心に御説明をいたします。

２ページ目、制度の概要については繰り返しの説明は避けて次に行きたいと思います。３ページ目、４ページ目辺りも重複しますが、活用状況としましては、10年前に特例措置が講じられまして、大幅に活用件数は増えております。一般措置だけでは満たされなかった事業承継の支援ニーズに相当程度応えることができたのではないかと考えております。

５ページ目、経営者年齢など一定の要件に基づきまして一定の試算をした潜在的な活用層に照らしますと、特例措置の創設後はおおむね４分の１程度の方々に御活用いただいている。これは周知等まだ足りない部分もあるというような面はあろうかと思いますが、データとして御紹介させていただきます。

６ページ目、その結果でございますが、特例措置期間におけます制度の利活用企業を従業員数ベースで見ますと、約27万人程度の雇用規模に該当するというものでございます。

７ページ目、本税制を活用した事業者、それから活用せずに親族内承継を行った事業者、それぞれの売上成長率を比較したものでございます。活用事業者については、承継前後の売上高の増加率が大きいといったようなデータになってございます。

８ページ目、これも一部重複する部分がございますが、本税制の活用をされた方々のうち、贈与と相続のケースを比較しますと、贈与の売上増加率の方が高いというデータでございます。先ほど、相続前の指標についてもという御指摘があったと思います。因果関係とまで言えるかどうかというのは慎重に考える必要があるかもしれませんが、一方で、１点目として事業承継に数年、場合によっては10年を超えて移行期間を要しているというデータがある中で、贈与の場合には、右側にありますように相続よりもしっかりと助走期間、準備期間をもって承継に臨んでいるというような側面はあろうかと思います。

また、２点目といたしまして、後ほど触れますが、中小企業においては足元でも黒字の廃業というものが割合として非常に多いという状況にある中で、経営のパフォーマンスが良好な企業においては、廃業といった選択肢に至ることがないように、贈与によって早期・計画的な承継を促していく、それによってその成長を断絶させない、こういった観点は重要ではないかなと思っております。その結果、地域経済の活力につなげていくという政策的な意義という面では、本データには一定の意味はあろうかと考えているところでございます。

９ページ目、本税制につきましては一定規模以上の企業が活用しているというデータでございまして、基礎控除等の存在がその背景にあるという点も含めて、財務省の記述・説明と基本的には同じ認識でございます。

10ページ目、先ほど少し触れましたけれども、潜在活用層、少し試算の数が違う部分はありますが、なぜ使わなかったのか、そもそも検討したのかということについての分析でございます。左側にありますように、そもそも期限内に事業承継や計画提出が難しい、ないしは人材の育成が終わっていないといった、やや本質的なスケジュール的な観点というものもある一方で、右側の赤色で囲ってありますが、利用は検討したものの、例えば提出書類や手続の煩雑さ等、こういったことが障壁となっているという回答が無視できない程度、相当程度あったということが事実でございます。周知の徹底という面に加えまして、より事業者が使いやすい制度上の改善、こういった検討は我々としては課題と考えております。

11ページ目、先ほどと重複いたしますが、税制活用の効果としては、早期の承継による世代交代、それからこの制度の目的でもあります株式の集約、こういったものが進んだということが挙げられております。特例措置を創設したときの効果及び制度の

目的そのものは一定程度実現されたものと考えておりますが、会社の経営状況の改善にまで至ったという割合を見ても、なお改善の余地はあろうかと考えております。

12ページ目、制度なかりせばという分析については、正直私どもはこの税制に限らず苦労することが多いというのが率直なところでございます。その中で、アンケート調査ですが、仮に本税制を使わなければどうだったでしょうかということに対する回答といたしましては、成長投資ができなかった、株式の集約ができずに結果として経営の安定化を損なうということになっているかもしれない、ないしは賃上げに対して影響があったといったような回答が４割ないしは５割になってございます。また、最悪の場合、廃業していたという回答も一定程度ございました。

13ページ目、特例措置につきまして、雇用維持という要件につきましてはかなり高い割合の企業が要件を達成しております。ただし、現在、10年前とさらに違ってきているのは人手不足、労働供給制約社会というものが進んでいる中で、雇用要件という在り方については、我々の検討会の中でも様々な御意見が出たところでございます。

14ページ目、財務省からの説明にもございました株式の分散を防止して集約をし、経営の安定化につなげるというのが、事業承継全般というよりもこの税制についての制度目的に組み込まれているものでございますが、そうした中、経営者の人数というものについて調査をいたしました。その結果、複数後継者を対象としたことによって、一部、例えば兄弟の承継といった活用につながったというようなお声がある一方で、不公平といったようなトラブルが生じたという両面あったというのが検討会の中で出ていた議論でございます。

15ページ目から17ページ目辺り、こちらの資料は、経済産業省におけます租税特別措置に関する自己点検結果のうち、本税制についての資料を抜粋させていただいたものであります。これまで御説明をした内容とやや重複いたしますけれども、特例措置を創設したときに想定していた利活用の水準は一般措置に比べれば高くなっており、一定の利活用は進んだ、また、雇用の維持要件というものについても高い水準で達成をされていると思っております。

他方で、労働生産性の向上率ということで言いますと、17ページ目に我々として実施したデータを掲載しておりますが、税制適用者につきましては非適用者よりもポジティブな結果とはなっておりますものの、本税制だけには限らないという話を前回、第７回の専門家会合で説明させていただきましたが、国全体として中小企業の労働生産性を上げていくという中長期的には非常に高い水準の目標を我々は掲げている中で、他の政策措置も組み合わせながら、どのように政策の見直し・改善を図っていくべきかということを考えていく必要があろうかと思っております。

18ページ目以降では、本税制の利活用の実績を分析・評価するに当たって、参考としてマクロ的なデータを幾つか御紹介させていただいております。

まず、18ページ目は経営者の年齢分布でございます。10年前、薄い灰色の線でござ

いますが、60代のところに年齢層のピークがございました。10年前はいわゆる団塊の世代の方々がさらに高齢化をしていく、そうすると世代交代の必要性が非常に高いのではないかということで、特例措置をお認めいただいたということが背景にあったと認識をしております。

幸いにして、2025年の赤色のグラフを見ていただきますと、年齢層のピークがそのまま右に行くというよりは、一定程度なだらかとなりまして、特に中ほど、50代経営者への世代交代が進んだというところは、我々としてはこの税制も一定の寄与をしたのではないかと思っております。他方で右側の方、大変幸いなことに、御健康で意欲満々で経営を続けていらっしゃる70代以上の高年齢層の経営者がいらっしゃいます。この方々については、いかに早期・計画的に事業を承継するプランニング及び円滑な承継につなげていくかという観点では、10年前以上に水準が高くなっているという点について、我々としては対応を考えていく必要があろうかと思っております。

19ページ目、我々としては事業承継の選択肢の一つと考えると、理解しやすいかもしれません。それに関わる経年変化のグラフでございます。伝統的には親族内（同族）承継というものが圧倒的な中心ではございました。けれども、近年、内部昇格、いわゆる従業員承継や、M&Aによる第三者承継、こういった割合が徐々に選択肢として増加してきているということを示している内容でございます。他方で、現在でも親族内承継の割合はなお３割を超えておりますし、承継の有力な手段、重要な手段として存在していると思っております。

加えまして、手元のデータではないのですが、別途、中小企業実態基本調査という中小企業に限った状況のデータで申し上げますと、社長のうち御自身が創業者であるという方が４割、それからそれ以上に親族内で承継をして現在社長に就任したという方が５割弱という形になっているのが中小企業に限った実態ではございまして、円滑な親族内承継によって中小企業の世代交代、経営者の世代交代を推進していく必要性については、失われているものではないと思っております。

20ページ目、途中で若干触れました休廃業・解散、倒産の件数及び黒字・赤字の比率でございます。黒字のまま休廃業に至る事業者の割合は、徐々に減ってはいるものの、なお５割を超えておりまして、左側、休廃業・解散、倒産件数そのものが増加傾向にある中で、割合と増加係数を掛けますと実数としても減っていない、むしろ若干増えているという状況にございます。したがって、経営パフォーマンスが良く、跡継ぎ候補がいるという事業者様においては、事業承継を通じて経済への貢献を継続・発展していただきたいというのが我々の考えでございます。

21ページ目、承継の選択肢の変化について、先ほど触れましたが、地域別の違いでございます。都市部を見ていただきますと、事業者の存在といったものもあるかもしれません。M&Aも比較的盛んな状況であるのに対しまして、地方におきましては、本税制における特例措置というものが都市部に偏ることなく満遍なく広く利用されてい

るということでございまして、都市部と地方の違いというものも踏まえながら、これらの手段の問題を考えるべきではないかということが示唆されているのではないかと思っております。

22ページ目、経営者年齢と売上高の変化の相関関係を示させていただいております。

23ページ目、一般的な傾向ということでございますが、若い経営者ほど、人、雇用や設備・物への投資、ないしは挑戦・リスクテイクというものに積極的であるという傾向が見られるところでございます。我々としては、政策としては単に全ての企業、事業が継続すればそれで良いということではなく、早期・計画的に世代交代を推し進めることで、経営改革ないしは成長への挑戦というものを後押ししていって、地域経済の発展につなげていく。こうした観点を踏まえながら制度設計等に取り組んでいく必要があろうかと考えております。

24ページ目、もう少し政策的な観点として、中小企業白書の中で、稼ぐ力を高め、強い中小企業へと成長していくということを重視しております。併せて中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略というものも策定をさせていただいたところです。そうした中で、左側、緑色のところにありますように、事業承継というものの私どもの政策的な位置付けといたしましては、例えば成長の投資や研究開発・人材育成などの取組と並びまして、新たな経営者による事業の再編や経営の改革というものを通じて、付加価値額の増加、稼ぐ力の強化につなげていく。そういった経営上の重要な取組、契機であると位置付けをさせていただいております。25ページ目についても、それについて若干対外的に説明等させていただいている資料でございます。

最後に、後ほど御質問等を受けて触れる機会があればと思いますが、財務省の資料の中では、我々が分析をできていなかったような、見ていなかったようなデータも提供していただき、我々の今後の検討にも示唆を得られる面があったかなと思っております。改めて御礼をこの場で申し上げさせていただきます。

説明は以上です。

〇赤井座長

ありがとうございました。

それでは、オブザーバーとして日本商工会議所から宮澤産業政策第一部長に出席いただいておりますので、御意見を頂戴したいと思います。

よろしくお願いします。

〇宮澤日本商工会議所産業政策第一部長

本日、お手元に「事業承継税制について」という資料（証８－３）を用意いたしました。こちらに基づいて、中小企業における事業承継の実態と、事業承継税制が果たす役割あるいは課題について説明いたします。

１ページ目、事業承継税制を実際に御活用いただいた中小企業の声をまず御紹介いたします。本税制を活用したことで、承継時のキャッシュアウトを抑えられ、それを

原資として成長に向けた投資や賃上げを行うことができたという前向きな事例が多数寄せられています。

事例が３つございますが、左側はある飲食業の事例です。株価上昇による税負担を気にすることなく、自社の冷凍食品の製造・販売といった新規事業に挑戦されています。結果として増収増益となって、毎年の賃上げを実施し、社員のモチベーション向上にもつながっているとのことです。

真ん中は電気・ガス・水道業の事例です。手元資金の流出を防げたことで、営業の強化あるいは売上げを就任前の３倍に増加させ、地元密着で地域のインフラを守り続けることができているとのことです。

一番右、サービス業の事例ですが、特例措置によってキャッシュアウトを防げたために、関連業種を複数取得する積極的なM&Aを行って、事業の多角化を推進できたとのことです。

次に、私どもが実施した事業承継に関する実態アンケートについて報告いたします。２ページ目、まず、現代表者と先代との関係あるいは現代表者と後継者候補の関係を確認しております。いずれも８割が親族ということで、引き続き親族内承継を中心に考えていらっしゃる方が多いということです。

３ページ目、後継者の決定状況です。過去の調査と比較しても大きな変化はないという状況で、事業承継問題は企業にとって、恒久的な課題であるということでございます。一方で、後継者候補が決まっている企業の方が事業拡大への意欲が高いという傾向がうかがえるということでございます。

４ページ目、事業承継を進める上で最大の障壁となっているのが、相続税・贈与税の納税資金の確保ということです。その他、株式の買取資金の確保等々、やはり資金の問題を中心に課題だという声が多く寄せられています。

５ページ目、いわゆる株の評価額ですが、従業員の数が20名以下の企業であっても、その評価額が１億円を超えているところが32.3％ということで、３割以上という状況です。さらに、代表者が４代目以降となる老舗企業においては、株価１億円超の割合が66％に上っており、税負担の重さが浮き彫りになっています。

６ページ目から８ページ目は、事業承継税制を活用した企業の成長や、制度利用上の課題についてです。６ページ目、先ほど財務省の資料において、株価１億円以上が活用層という話を伺いました。まさに私どもも、従来から株価１億円超の企業の実態を調査しておりまして、本日はそれを中心に説明させていただきます。

６ページ目にありますとおり、事業承継税制の活用が想定される株価１億円超の企業は、地域の雇用創出に貢献しているだけではなく、約９割がDX・AIの活用や工場新設といった新しい取組を実施されていて、投資意欲が旺盛な企業群が多いということがうかがえます。そして右側にあるように、８割以上の企業が、新しい取り組みだけではなく、地域貢献活動にも積極的に取り組んでいるという声も多くいただいていま

す。

７ページ目、事業承継税制特例措置の利用・検討状況ですが、株価１億円超の企業において、税制を適用、または適用を検討している割合が３割ということです。また、利用するうえでの障壁ですが、10年間の時限措置として適用期限が限られているということで、その期限までに承継できないという声、あるいは猶予取消しのリスク、提出書類や手続が煩雑といった点が上位に挙がっています。

また、下の箱にありますとおり、比較的小規模な事務所が多い税理士の皆様からは、納税猶予が長期にわたると自分の事務所では対応に限界があるといった声もいただいています。

８ページ目、現代表が就任された当時と比較して売上高、従業員数がどれだけ増えているのかを調査しております。先ほど来、中小企業庁の御説明にもありますとおり、世代交代によって若手経営者が積極的な取り組みを行うことによって、企業が前向きに成長を示しているということですが、単に交代したから事業規模が急に拡大するということではなく、少し時間がかかるということをこのデータが示しています。売上高、従業員数を見ていますが、事業承継から５年以内よりも６年目以降の方が事業規模が拡大する傾向が大きいということです。

中小企業の声をその下に掲載していますが、例えば先代、創業社長が頑張って成長した結果、社内体制をやや後ろ倒しにというか、なかなか整理できていない中で、後継社長が社内体制を安定させることによって、賃上げや新規採用ができたとか、そういった人材面を整理しながら業績を好転させたといった声もいただいております。成長効果が現れるまでには一定数の時間を要するということが示唆されていると思います。

結びでございますが、事業承継税制は、地域経済を支える中小企業の存続と世代交代を契機とした成長投資あるいは前向きな事業展開を後押しするために必要不可欠な制度だと私どもは考えております。この税制が中小企業にとってさらに使い勝手が良いものになり、着実な事業承継と持続的な成長へとつながるよう、実態に即した制度の見直しあるいは継続的な御支援をいただきますよう、私どもからお願い申し上げます。

私からは以上です。

〇赤井座長

ありがとうございました。

続きまして、日本税理士会連合会から相間専務理事に御出席いただいておりますので、御意見を頂戴したいと思います。

よろしくお願いします。

〇相間日本税理士会連合会専務理事

事業承継税制につきましては、その適用状況が株式価額が高い場合に偏りがあると

いう点については、実務における肌感覚からもそのとおりであると思っております。また、特例の政策効果におきまして、特例が廃業を抑える方向には必ずしも働かないのも事実であると思っております。

もともと休業や廃業を検討するような中小企業は、事業承継税制を検討するということはありません。特例の有無は廃業の増減と関係が薄いのかもしれません。事業承継税制が持つ成長投資効果が期待するほどではないという点についても、代替わりの効果は株式の所有権を移転しなくとも事業の若返りは可能ということですので、この特例が貢献するということはあまり多くはないと思っております。

ここから資料（証８－４）を見ていただきます。１ページ目、この税制につきましては、相続や贈与という１点に着目した税制でありますので、そこに雇用の確保を前提とする経営のパフォーマンスや生産性の向上といった事後的な要素を制度の趣旨・目的に添えるということは、制度の目的に対し効果が生じにくい一因にもなっているのではないかと考えております。

２ページ目、雇用確保要件につきましては、中小企業の役割と申しますか、あらゆる層の雇用の受皿としての中小企業の価値というものはこれからも続いていくものだと考えております。一方で、現状の人手不足、採用難、IT化の状況では、なかなか進めることは難しく、維持することで手いっぱいというところも多いのではないでしょうか。雇用の受皿という制度趣旨は間違っていないと思いますが、従業員数を８割維持するといった要件設定につきましては、現状に合わせてリニューアルをしてもよろしいのではないかと思っております。

３ページ目、日本税理士会連合会では、事業承継税制の制度趣旨につきまして、雇用確保要件を前提とする経営パフォーマンスの向上といった制度趣旨ではなく、事業を展開する上で必要不可欠な事業用資産に対応する株価については、一定の租税特別措置を設定するという方向性がこの問題にフィットした目標設定なのではないかと考えております。もちろん事業用資産とそれ以外の資産を定性的に区分することは税制を複雑化することになりかねませんので、工夫と割り切りは必要になるとは思いますが、現状の事業承継税制の問題点は、政策目的の達成度合いを振り返った場合にいま一つであるという問題よりも、政策目的の設定自体がこの税制の必要性を言い表していたのかという点を振り返るべきではないかと思っております。

４ページ目、日本税理士会連合会でも毎年税制改正に関する建議を行っております。残りの時間で簡単に御紹介させていただきます。１つ目の柱としまして、金融資産や遊休不動産など事業継続に直接必要のない資産につきましてまで猶予するのではなく、事業を続けるために必要な資産、例えば製造業の機械や工場、運送業の車両、小売業の店舗や在庫等に対象を絞ります。ただし、事業用資産と非事業用資産を定性的に区分することは実務上判断が複雑化し、納税者にとっても課税当局にとっても難しさがあります。例えば業種と売上げを規模によって事業用資産の割合を算定し、定量的な

計算を可能とする方法を考えております。

５ページ目、２つ目の柱は、世代を超えて続く猶予制度から一定期間で完結する制度への転換です。現行制度は、贈与者が死亡しても相続税に切り替わる、世代を超えて続く仕組みであるため、企業にとって利用のハードルが大変高くなっております。そこで、必要な企業が必要なときに使え、一定期間で完結する制度へ見直します。相続や贈与から一定の期間、実際に事業を継続し、一定の要件を満たした場合には猶予税額を免除するというものです。これはドイツの税制にも同様の制度が存在しております。

最後、６ページ目、以上が建議をごく簡単に説明するものですが、一言で言いますと、事業継続に支障が生じるような課税について、必要最小限の救済という考え方を制度の基本とし、株主を守る制度から事業を守る制度へ転換するということになります。株価は適正に評価する。その一方で、株価を構成するどのような部分に特別措置を行うべきかについて、日本税理士会連合会では、このような考え方を新しい事業承継税制の中心的な目的として位置づけていくべきではないかと考えております。

以上でございます。

○赤井座長

ありがとうございました。

それでは、今４つの資料を説明していただきましたので、これから委員の皆様からこれらの説明、御発言について御意見いただければと思います。御意見などがある場合には、会場で御出席の方も含め、画面上の挙手ボタンを押してください。発言順につきましては、私から指名させていただきますので、指名された方は、会場に御出席の方は卓上マイクをオンにしていただき、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除して御発言いただければと思います。

熊谷委員、お願いします。

○熊谷委員

私からは大きく４点申し上げます。

まず第１に、総論についてでございますけれども、このところ非上場株式の評価方法の見直しによる相続税負担の増加の可能性が話題となっておりますが、評価の見直しは非上場株式の相続全般に影響する問題であるのに対して、事業承継税制は事業を承継する一部の相続にのみ影響する話であることから、原則的には両者は別物として考えるべきでございます。

事業承継税制の検討に当たっては、まずはどのような事業の承継を支援すべきかという視点で議論を行うことが基本となります。事業承継税制はこれまで地域での事業継続を通じた貢献、すなわち雇用確保と地域活力の維持に公的な価値を見いだして、恩典を与えてまいりました。

今後の事業承継税制の在り方を検討するに当たりましても、企業に何を求めるべき

かを検討する必要がございます。日本商工会議所の御説明では、資料の６ページ目に記載されたとおり、事業承継税制の活用が想定される企業は、地域の雇用創出に貢献し、投資意欲も旺盛とのことであり、中小企業庁の御説明でも、資料の25ページ目に記載されたとおり、成長に向けた設備投資などに積極的に取り組むことが重要とのことでございましたが、こうしたことに公的な価値を見いだすのであれば、それを本税制の適用要件として設定する必要があるのではないでしょうか。

また、日税連からは、資料の３ページ目において、事業継続に不可欠な資産を守る制度への転換という御意見を頂戴しておりますが、中小企業の事業継続だけでは、相続税の納税猶予といった恩典を与える前提となる公的な価値とは言えないのではないかと考えます。

２点目として、経済産業省が６月に公表した事業承継税制に関する効果の自己点検につきましては、総じて税制によって納税者の行動変容が起きたか否かが示されておらず、忌憚なく申し上げれば、評価できる内容ではないと感じます。いずれの指標につきましても、税制によって達成したい政策目的とそれを事後的に検証するための仕組みが不足しております。政策目的の設定と同時に、その効果検証の仕組みを整える必要があると考えます。

第３に、雇用要件についてでございます。事業承継税制が支援する事業継続の社会的価値は、地域に雇用の場を供給し続けるとともに、その地域の消費を含めた経済活動を維持していることが大きな要素となります。他方で、現在の雇用確保要件は、我が国の厳格な解雇規制も背景として、実質的に機能していないとも考えられるため、見直しを検討すべきです。例えばDXや省人化投資が進展する中では、地域への貢献を示す適用要件として、こうした雇用人数の確保に加えて、被雇用者に支払われている賃金といった観点も考慮すべきではないでしょうか。

最後に４点目として、対象株式数、納税猶予割合について申し上げます。現行の特例措置により、納付税額の割合はおおむね５割程度に抑えられており、一般措置を適用した場合でも負担は１割程度の上昇にとどまるとの分析が示されました。特例措置の期限到来後の在り方を考えるに当たっては、課税の公平性という原則にも鑑みつつ、それでもなお達成すべき政策目的は何かを整理した上で、対象株式数や納税猶予割合といった政策変数を誰にどのように振り向け、どのような行動変容へのインセンティブとして機能させるのかを検討する必要がございます。

例えば一般措置における全株式の３分の２までとの要件は、株主総会における特別決議を行うために必要かつ十分な株式の集中を認めるとの趣旨と考えられる一方で、適用事例を見ると、後継者の保有株式割合が３分の２を下回るケースも散見されます。株式の分散の防止について、中小企業庁としては何を達成するために必要な手段と考えているのでしょうか。

また、対象株式数の拡大を求めるのであれば、まずは一般措置で生じている後継者

の保有株式数がちょうど３分の２になるような一部相続の結果、事業承継税制の政策目的である安定的な経営や地域の雇用を含む活力などに対して、具体的にどのような悪影響が出ているのかという点について、政策官庁として定量的に分析を行うべきだと考えます。仮に株式の分散の防止が安定的な経営の確保につながり、地域への貢献がもたらされるということなのであれば、地域への貢献をどのようなKPIで測定すべきかを整理した上で要件化する必要がございます。中小企業の稼ぐ力の強化では地域への貢献に寄与することを担保できないのですから、過去の実証研究で示されているとおり、同族承継に対してインセンティブを付与する意義が薄いのではないでしょうか。

現在、事業承継に限らず、相続税の課税件数割合は10％程度であり、一定以上の資産がある場合のみ課税されております。その中でも、事業承継税制の適用を受けている者は承継している資産が多い傾向にあり、その傾向は同族株式を除いた場合であっても同様となっております。相続税が格差の固定化防止といった役割を担うことに鑑みれば、非上場株式の相続に対して幅広く100％の納税猶予を与える特例措置は、課税の公平性という観点からは行き過ぎたものであると考えられます。

私からは以上でございます。

○赤井座長

ありがとうございました。

國枝先生、お願いします。

○國枝中央大学法学部教授

私は相続税も専門の一つなので、基本的なところからお話ししておこうと思います。

相続税は、基本的に世代を超えた格差継承を防止することが目的です。事業関係で言うと、重要なのは実は事業承継をする人だけではなくて、新規に起業する人とのイコールフッティングも考えなければいけないです。そのために相続財産をまず適正に評価して、課税を行います。優遇措置等は、正当な理由がある場合に厳に限って認めるというのが基本だと思います。

適正な資産評価については、実は取引相場のない株式については会計検査院から問題があるという厳しい指摘を受けています。これについては国税庁の方で、インカムアプローチを中心とした新たな資産評価法が提案されていて、それは全く合理的だと思います。その方向で進めていくべきかと思います。

さて、その上で、特別な優遇措置が必要となる場合があるのかということですけれども、事業承継に関し、一応正当な理由があると考えられるのは、取引相場のない株式、あるいは事業に実際に使っている資産は、すぐには換金が難しい。そうすると、すぐ相続税を払えと言っても難しいという流動性の問題があります。その場合、すぐに納税できなければ、時間をかけて納税してくださいということになる。したがって、一定の場合にですけれども、納税猶予を認めるという余地が出てくるということにな

る。

しかし、流動性に欠けるということが理由の優遇措置なので、相続税を最終的に免除するというのは本来あってはならない話ということになります。例えば親がポートフォリオで普通に資産運用していて、株式を子供が相続し、相続税を払って、それから10年たった。何らかの理由で株価は暴落した際に損をしたから相続税を返してくれと言っても無理なのと同じく、事業を継続していれば相続税が免税になるという制度はおかしいということになります。

それから、納税猶予でカバーすべき範囲についてです。事業承継の際に、相続人は流動資産も相続します。また、承継して社長となれば、給与も高い。そういった点が、先ほどの財務省の資料の中でも具体的なデータで示されていました。相続人が流動資産を相続し、高い給与も得ており、その分は納税する余裕があることに鑑みれば今の特例措置では全額納税猶予になっていますけれども、それは間違いなく過剰だろうと考えられます。納税猶予については、一般措置の80％で十分だろうと思います。

これが基本的なところですけれども、特に今、問題になっている法人版事業承継税制の特例についてお話ししますと、これは平成30年度の改正で入ったのですが、当時から事業承継という名前の下でやりたい放題の優遇税制だなということで、正直ひどい税制だと思っておりました。特に先ほどもお話ししました税が猶予ではなくて免除まで認められることが大きな問題です。

それでも特例が入ることになったロジックとしては、本措置は、10年間限定で、この間に事業承継を急がせる特例との説明がなされていました。したがって、その説明のとおり、きちんとやめないといけない。当初の説明と異なり、同様の措置を続けるのでは、経済学では時間的整合性の話になりますけれども、政策への信頼が失われるということになる。

そもそもこの特例措置の目的なのですけれども、生産性の向上を図るということでしたが、本措置が生産性向上を促すかは非常に疑わしいと考えます。財務省の資料にあるように、事業承継後の同族経営の会社のパフォーマンスが悪いということがいろいろな実証研究で確認されています。その理由は、次の経営者をどういうプールから選択するというときに、親族という狭いプールから選択することがあげられます。あるいは、私は親ばかガバナンスと呼んでいますけれども、親はどうしても子供を過大評価してしまう問題がある。さらには、親族重視の経営をしてガバナンスが乱れるというようなことも実際に多くある。また、そうした企業は実は研究開発についてもそうでない企業に比べて少ないということも実証研究で確認されています。

もちろんこれに対して、実はファミリービジネスの生産性は低くないという見方もあります。しかし、気をつけなければいけないのは、ファミリービジネスの中で、創業者がまだいて、創業者の主導で経営されている間は、生産性が結構高いが、創業者がいなくなって子供たちの代になると駄目になる傾向があるという点です。ただ、日

本の場合は、実は子供の代になっても下がらないケースがあるという有力な分析があります。どういうメカニズムかというと、過去の日本の場合には、優秀な婿養子を取って会社を継がせるということが結構行われ、経営の劣化を回避している。ただ、事実としてそういうことはあるかもしれませんけれども、国が、優秀な婿養子を取って事業承継してくださいということを税制で奨励するかといえば、女性の人権等を考えれば、そうした政策はあり得ないと思います。

中小企業庁の説明資料の方、色々御説明いただいたのですが、中小企業庁の主張と異なり、因果関係が実は逆ではないかと考えられます。すなわち、成長が見込まれる企業なので事業承継したいという逆の因果関係が存在している。先ほど挙げたような学術研究では、そういう可能性をきちんと配慮した分析で、事業承継により生産性が下がるという分析結果になっているので、中小企業庁の説明資料の内容では、EBPMにおける政策の根拠とは認められないと思います。

それから、重要なのは、先ほども言いましたように、事業承継を優遇することで、新規に起業しようとする人たちが不利にならないかということです。日本商工会議所の方からの説明、非常に参考になったのですけれども、例えば５ページ目を見ると、株式評価が１億円を超える事業承継を考えている企業がたくさんあるということがよく分かりました。こうした企業の後継者の方はどういう立場に置かれているかというと、例えば１億円の企業を、実は数千万円の相続税を払えば自分のものにできるわけで、私から見ますと大変恵まれた立場にあるという方がたくさんいるということが分かりました。

しかし、同じ事業を起業しようという若者からすると、むしろ非常に不利な立場に立って、もう起業をやめようかということになってしまう。産業全体の生産性向上のためには新規参入も含めた新陳代謝が不可欠で、そのためにも事業承継の過度な優遇というのは、日本経済にとっても成長を阻害するものだと思います。

それから、事業承継した方の地域への貢献の話も重要かもしれないのですが、ここでも気をつけなければいけないのは、別に事業承継した人だけが地域貢献しているわけではない点です。新たに起業した若者もいろいろな形で地域貢献するでしょうから、そうするとそこに税制上差をつける理由はないだろうと思います。

最後に、日本税理士会連合会の方からも御提案がありましたので少し触れますと、先ほど説明があったような御提案を税理士の団体からなさるのは非常に貴重だと思うのですけれども、ただ、今回の提案においては、事業用資産分について一定期間後に税を免除するということを提案されています。これは先ほど申し上げたように、税の免除は問題が多く、やるべきではないと考えます。

実際の執行を考えたときに、御提案では、相続財産から事業資産を分けないといけないわけですが、実際には、事業用資産とそうでない部分を切り分けるというのはなかなか難しいだろうと思います。もちろん御提案の中には、資産割合に基づく区分も

含まれていますが、恐らくそういった簡便法をつくると、また賢い方がそれを活用した節税スキームをすぐつくってしまうということになるかと思います。そういう執行面を考えると、せっかくの御提案ですけれども、なかなか実現は難しいのかなと思います。

長くなりましたけれども、公平性の観点のみならず、特に事業承継ではなく起業するという方のことまで考えるべきであり、生産性向上と経済成長のためにはむしろこの特例についてはきっぱり廃止をするということが望ましいと考えます。

以上でございます。

○赤井座長

ありがとうございました。

神山先生、お願いします。

○神山東京大学大学院法学政治学研究科教授

今、國枝先生からイコールフッティングの話もありました。私からは大きく４点意見を述べたいと存じます。

まず１点目は、先ほどイコールフッティングの話とも関連するのですけれども、総論といたしまして、相続税及び贈与税の制度全体とのバランスについて慎重に検討する必要があるのではないかという点です。相続税や贈与税には、富の寡占や富の過度な偏在を防止し、先ほどの新規参入の話とも関係してくるのですけれども、社会階層の流動性と機会の平等を確保するという機能も期待されています。

そのような観点に立ちますと、租税特別措置である事業承継税制はあくまでも「社会的に意義のある事業承継」、経済学的に申せば「正の外部性」がある事業承継を後押しすることが目的であり、富裕層が相続税や贈与税の負担回避や過度な節税を図るための資産承継税制として利用されてしまう制度であってはいけないと考えます。ここは強調しておきたいと思うのですけれども、租税特別措置である事業承継税制は、一般事業会社を通じて雇用確保や地域経済に貢献するなど「社会的に意義のある事業承継」を後押しすることが目的であり、本来の政策目的から離れて、資産管理会社などを通じた過度な節税を促す資産承継税制とならないよう、制度の抜け穴を防ぐ設計が必要であると考えます（財務省資料22ページ参照）。もし資産承継について見直しをしたいのであれば、それは相続税、贈与税全体の話としてしなければ抜け道になってしまいます。もし現在の相続税、贈与税の在り方が問題だとお考えであれば、それは相続税、贈与税の抜本的な改革という形で議論すべきであって、事業承継税制の名の下に資産管理会社などを利用して資産承継をさせる、相続税、贈与税の回避や過度な節税を惹起してしまうことについては厳しく見ていく必要があると考えます。この資産管理会社の問題は、第４点目として最後に詳しく述べたいと思います。

２点目は、雇用要件と正の外部性の関係です。事業承継税制の趣旨については、色々と考え方があろうかと思いますが、単に事業承継を行うから無条件に税負担を軽

減するという考えは筋が悪いという点は、先ほど國枝先生がおっしゃった通りだと思います。何らかの正当化根拠が必要になります。社会的に有益な事業承継、正の外部性をもたらすような事業承継について、税制が阻害要因とならないようにするという点に、事業承継税制の目的の一つがあるのではないかと考えられます。国際課税の文脈などでcapital ownership neutralityという考え方があります。これは、誰が一番資本を効率的に使えるのか、より有能な経営者に資産を利用をしてもらうことが社会全体にとって望ましいのではないかという考え方です。事業承継税制は、制度設計を誤ると、この考え方に反する非効率な税制にもなり得ますので、そうであれば何らかの正当化根拠、強い正の外部性が要るのではないかということになります。

EBPMの観点から重要になるのは、正の外部性をどのように客観的かつ適正に測定するかという点です。事業承継税制を稼ぐ力の強化に取り組む中小企業を支援する仕組みとして検討を見直していくに当たっても、単に中小企業庁がおっしゃっているように、収益力の向上に関する要件を設定するだけではなくて、地域社会への貢献度の観点から、何らかの定量的な指標、例えば雇用に関する一定の要件を引き続き設けることも重要ではないでしょうか。雇用に関する要件を緩和したらよいのではないかとの御提案については、雇用確保という正の外部性が減じられてしまい、単なる資産承継税制になってしまうのではないかという点が危惧されます。言い換えますと、単なる節税スキームとして利用されてしまう税制にするのではなく、地域経済全体の活性化に貢献するような要件設定、制度設計が重要ではないかと考えます。

中小企業庁からは、深刻な人手不足への対応ということで雇用要件を緩和してほしいという提案がございました。しかし、企業が給与水準や労働環境等の待遇改善を図ることなく、低い賃金水準や魅力に乏しい労働条件を継続していて、単に人が集まらないというだけでは理由として不十分ではないかと思われます。もっと申しますと、インフレ率、日銀が2026年９月25日に出した最新データを確認しましたが、特殊要因等を除くコアCPIは2026年８月で2.6％でした。例えばこの年2.6％のインフレ率に満たない水準の賃上げは、実質ベースで賃下げをしているわけですので、そういった実質賃下げを継続している企業の承継にまで果たして正の外部性があると言えるのか疑問が生じます。実質ベースでの賃上げが十分にできない企業に対して税制優遇を設けることが良いのかということを社会全体として考えていく、慎重に検討する必要があろうかと存じます。

３点目は、対象株式数及び納税猶予割合、ガバナンスのところなのですが、対象株式数について、一般措置で対象株式数が全株式の３分の２までとされている趣旨は、株式の分散を防ぎ安定的経営を可能にするためと説明されています。しかしながら、株式の集中は経営者の監督・監視を通じたガバナンスの確保とトレードオフの関係にあるという点には十分な留意が必要ではないかと考えます。もとより同族経営においては、経営の透明性の確保やガバナンス上のリスクが課題とされている点が危惧され

ますので、この点にも配慮した制度設計が必要ではないかと考えます。

さらに、税制の再分配機能の観点との関係では、相続税の課税件数割合はそこまで多くはなく、一定数以上の資産を保有する層に対して課税がされる設計になっています。その中で事業承継税制の適用を受けている事業者は、承継している資産規模が大きい傾向にあり、これは同族株式を除いた場合であっても同様の傾向があろうかと思いますので、全体の相続税、贈与税のバランスとの見合いが必要であろうという点が３点目です。

４点目は、法律家として一番気になる点ですが、資産管理会社の実態要件です。総論として、能動的な所得、いわゆるアクティブインカム、個人であれば事業所得のようなものになりますが、能動的な所得をもたらす「事業用資産」、生産活動のための事業用資産ではなく、受動的な所得（パッシブインカム）をもたらす資産、有価証券からのリターンなどがイメージしやすいと思いますが、受動的所得をもたらす「非事業用資産」に対してまで、税制上の優遇措置を事業承継税制の名の下に講じるのは適切ではありません。冒頭で申し上げたように、これは実質的に事業承継ではなくて、単なる資産承継となり、過度な節税スキームを誘発し、格差の固定化につながる恐れがあります（財務省資料22ページ参照）。贈与税、相続税の負担が重いというのであれば、それは相続税、贈与税本体の議論をするべきです。事業承継税制の名の下に、本来の政策目的から離れ、事業に不可欠とは言えない非事業用資産の税負担まで広く軽減する必要はないと感じております。

資産管理会社に関しては、事業の継続を通じた雇用要件や地域経済の活力維持という本税制の政策目的に照らし、一定の事業を継続的に行っている実態をより厳密に求めるべきです。財務省資料21ページにあります通り、資産管理会社も一定の実態要件を満たすと、事業承継税制の適用を受けられます。「常時使用従業員を５人以上」雇用している、社会保険に入っているということが要件の一つになっています。一見すると親族は除外されているのですが、関係法令の規定によると、この５人のカウントから除外される親族は「後継者と生計を一にする親族」に限られております（措置法施行令40条の８第６項第１号ロ）。そのため、生計を一にしていない兄弟姉妹やいとこ等の親族であれば、社会保険加入等の要件を満たすことで「５人」の従業員に含まれてしまい、実質的に事業実態に疑問がある資産管理会社であっても事業承継税制の適用対象になり得る構造となっています。このような形で行動変容を促すことは望ましくないとすれば、実態要件の適正化が不可欠と考えます。

もともと本税制では、税負担の不当な減少を抑止するために、租税特別措置法第70条の７第14項において、相続税法第64条（同族会社の行為計算否認規定）を準用しています。このように同族会社を用いた租税負担軽減の防止が念頭に置かれているのであれば、資産管理会社における従業員要件等についても、法人税法施行令第４条に定める「特殊の関係にある個人」と同程度の範囲まで除外対象となる親族の範囲を拡大

することなど「実態要件の厳格化」が、制度全体の整合性や制度趣旨の観点から望ましいのではないかと考える次第です。

さらに、特定資産割合70％未満や特定資産運用収入75％未満といった要件についても、基準をより厳格化することで、資産管理会社を事業承継税制の対象外とすることが不可欠です。この点に関連して、日本税理士会連合会から、事業用資産と金融資産・遊休不動産等の峻別という御提案がありました（日本税理士会連合会資料４ページ）。執行上の課題はあるかもしれませんが、改正の方向性として一つの選択肢ではないかと思います。会計検査院が平成29年に指摘しているように（財務省資料22ページ）、資産管理会社などを通じて、事業承継税制が過度な節税に利用されることは、防ぐ必要があると強く感じるところでございます。

以上でございます。

○赤井座長

ありがとうございました。

片桐先生、お願いします。

○片桐早稲田大学商学学術院商学部准教授

私自身は事業承継税制の専門家ではないですので、今回いただいた点について、純粋に経済学であるとかEBPMの観点から思ったことをコメントさせていただこうかと思います。

まず初め、EBPMの観点からですけれども、あらゆる税制について多くの先生方が同じようなことをおっしゃっているわけですが、税制というのは適用するかしないかというところでも内生的な企業の判断が入っていますので、良い企業が適用するということは、適用されたから良くなったのか、良い企業だから適用されたのかという因果関係は基本的には分からないということですので、資料の作り方という面では、相関関係を見せるというのも一つのやり方ですけれども、こういったものを見せると結論がミスリードされますので、そろそろ資料として出すのをやめてはどうかと思っているところであります。

一方、EBPMの観点から重要だなと思ったのは、中小企業庁の資料の12ページ目のアンケートの中で、税制優遇がなければ廃業していたという企業がそれなりにいらっしゃったように思うのですが、こういったところがEBPMの観点から非常に重要になってくるのかなと思います。例えば廃業していたと答えている企業が一体どういう企業なのかであるとか、例えば廃業していたと答えた企業がその後存続していたのか、成長していたのかというところをトラックしていけば、EBPMをやっていく上で、事業承継活用の効果がどうだったのかというところが少し分かるかなと。先ほど日本税理士会連合会のプレゼンの中で、これを使わなかったから廃業していたということは、実務家の観点から見てほとんど考えられないという話をされていたと思いますので、そういったところは本当はどっちなのかこそがEBPMで見ていくところなのかなと思った次

第でございます。

また、経済的なロジックから見てこの制度をどう考えるかというところですけれども、１点気になるのが、先ほど國枝先生からもありましたけれども、もしこの税制の目的が相続するときにいきなりキャッシュを用意するのが大変であるということなのであれば、免除ではなくて猶予するというのが基本的な考え方になると思いますので、５年なのか10年なのか分からないですけれども、通常の相続税と同じように分割で納付するとよいのではないか。先ほど財務省の資料にもありましたけれども、相続するとその後、事業収入が入ってくるわけですので、それを使って納付していくというのは、もともと株式というのは将来のキャッシュフローがあるからこその価値ですので、そのキャッシュフローを使って納付していくというのは非常に自然な考え方かなと思います。免除ではなくて基本的に猶予して納めていくというところが重要かなと思います。

長期間猶予し続けるというのは若干不自然だという話も先ほどありましたけれども、これをやっていくと、実務的に考えてM&Aとかをするインセンティブが下がらないかなと。要するに売ってしまうとそこで多額の税が発生しますので、本当は売りたいのだけれども売れないとか、そういうロックイン効果みたいなものが強くなりそうな気もしますので、その辺は免除するならば免除する。あとは、猶予して払い切るならば払い切るということでやっていかないと、少し変な副作用があるのではないかなという気がします。

あと、事業用資産に絞るという話があったと思うのですけれども、経済学的観点から見ると是非やったほうが良いと思います。ただ、実務的に難しいかなと思って聞いていたのですけれども、実務家の方ができるということであれば、先ほどの資産管理会社の話も併せて、事業用のところに絞って、金融資産は企業価値から差し引いた上で、残った部分を事業資産からの価値だとみなして、そこの部分だけに適用するというのがロジカルに考えて真っ当な考え方だと思いますので、もしそれが実務的にできるのであれば、是非導入すればいいかなと思ったところであります。

以上になります。

○赤井座長

ありがとうございます。

細野先生、お願いします。

○細野学習院大学経済学部教授

私からは、重複するところもあるかもしれませんが、２点だけコメントさせていただきたいと思います。

１つは、先ほど来、何人かの先生がおっしゃっていますけれども、具体的には中小企業庁の７ページ目とか17ページ目のところで、長期的に適用企業の方が売上げが成長するのだ、あるいは労働生産性が向上するのだということを示されているわけです

が、一つには事前に成長しているところが恐らく特例措置を活用しているのだろうということがありますし、それから、経営者の年齢と企業の売上げとの関係というのは結構平均的には関係があって、例えば早稲田の宮川・及川・上田論文という事業承継に関する論文がありますけれども、平均的には経営者は60歳ぐらいが売上げがピークで、そこからは落ちていくと。もちろん色々な例外もあるでしょうけれども、平均的にはそういうことです。

そうすると、特例措置の活用企業と非活用企業で、そもそも事業承継した時点での前任の方の経営者の年齢が違うとスタート時点が違うので、そこからの伸びがかなり違ってくるというのは自然なことかもしれませんので、そういうところもきちんと見た上でこういったデータを出すべきかなと思いました。

もう一つは、今日の色々なプレゼンテーションで事業承継が重要だということを地域の雇用への貢献ということでおっしゃっているのですけれども、それとこの事業承継税制の対象となっているものとに若干ずれがあるのではないかと。つまり、主に親族内の承継、もしくは番頭さんと言うと変ですけれども、同じ従業員の方への親族外の承継は対象になりますけれども、M&Aなどは対象にならないことがほとんどだと思います。

そうすると、もちろん中小企業のM&Aによる承継というのが少ないことは承知しておりますけれども、それはもしかしたらこの税制があることで少ないということもあるかもしれないので、M&Aというのは幅広い潜在的な後継者の中から適任者を探してくるというメリットもあって、もちろん内部の方だから会社の事情によく精通しているのでいいというメリットがあるというのも分かりますけれども、より広い潜在的なプールから選んでくるというメリットもありますので、そこのところでこの税制によってやや親族等への承継ということにバイアスがかかってしまっているとすると、それは日本経済にとってはあまり良いことではないのではないかなと思います。

新規参入の問題も、繰り返しになりますけれども、やはりそういうところも考えると、マクロ的な視点からも議論すべき問題だろうなと思いました。

以上です。

○赤井座長

ありがとうございました。

奥平委員、お願いします。

○奥平委員

私からは、先ほど神山先生から、資産承継なのか事業承継なのかという切り口の御提示がありましたが、そちらを因果関係の精査の観点から考えてみたいと思います。

中小企業庁の資料の７ページ目に、事業承継税制を活用した事業者は、事業承継後の売上げが増加する傾向にあって、税制活用と事業の発展・成長が相関関係にある可能性が示唆されると記載がされております。先ほどから他の先生方からも御指摘があ

りましたように、これを因果関係の上でどう捉えるかと。その因果関係の捉え方というのが、今回のこの事業承継税制に対して非常に大きな意味を持っていると考えております。

具体的には、事業承継税制の適用が成長を後押ししたのか、それとも逆に売上げが高くなって成長したから事業承継税制の適用を受けたいと思うようになったのか、どちらかということです。もっと平たく言いますと、税制が中小企業の成長に作用したのか、それとも単なる節税の方法となってしまったのかということでございます。

先ほどから色々な切り口の論点があって、そもそも事業承継税制自体がどうなのかというお話もあったかと思います。私も今回の資料を事前に拝見して論点が分からなくなりまして、事前に御説明いただいたときにお伺いしましたところ、事業承継税制があるという想定の下で、中小企業の稼ぐ力をつけるための議論をしていただくことも大切ですと。地域社会の活力に資する議論をお願いしたいということを伺っておりました。ただ、そういう前提の下であっても、因果関係、節税か政策効果があったのかは、事業承継税制自体をどのようにデザインするかという点で非常に重要と思っております。

何日か前に、たまたまユーチューブ上で事業承継税制について何か動画が上がっているのかなと思いまして、検索してみました。そうすると、節税を想起させるような動画が多く上がってまいりました。もちろん全てがそうではないだろうとお断りした上で、日本税理士会連合会の方もいらっしゃる中で大変に恐縮なのですが、税理士による節税の解説動画も多く上がってございました。

財務省の資料の６ページ目で、法人版事業承継税制の適用は平成30年の税制改正による特例措置の創設以降、急増したとあり、こちらのグラフからその傾向を読み取ることができます。EBPMのアプローチとして、政府内にある調査票データやアンケートを使うことも大切と思いますが、ユーチューブであったりSNSの反応の中で、平成30年以降に事業承継の節税に関するものが増えたのではないのかと。確信があるわけではないのですが、もしかしたらそういう傾向も確認できるかもしれません。

SNSやユーチューブといった動画の中で、節税の解説に関するものなのか、それとも純粋に事業承継に関わる経営アドバイザリーに関するものなのか、経年を追って見たときにどういう傾向の違いがあるかと。そういったオルタナティブデータも、EBPMのアプローチの一つとして検証される余地がある、重要なサイドエビデンスになると感じております。

その上で、今回の事業承継税制の議論では中小企業が節税以外で稼ぐ力をつけると。一見、節税というのは合理的な行動ではあると思うのですが、純粋にそれ以外のところでどう活力をつけるかを議論することが大切と理解しておりますが、その観点から１点コメントがございます。

現状の制度では、特例措置の適用を受けるにはサクセッションプランや事業計画を

提出しなければならないとございました。この手続が非常に煩雑であるというお話も先ほどありましたが、節税以外で稼ぐ力をつけていただくためには、この部分をより厳密に考えていく余地があると考えております。つまり、事業承継のデューデリジェンスや将来の事業価値評価をより厳密に行っていただいて、例えば労働生産性15％という目標がございましたが、それを達成できる何らかの基礎評価を前提に特例を認める方法も考えられると思います。

もちろん、そうしますと誰がデューデリジェンス、将来の事業評価を行うかが課題となります。評価者が、税理士であったり融資を行う地方銀行の担当者の方であれば、利益相反が起こり得ると思います。そういった第三者の査定が実際に企業価値の達成を正しく捉えたかどうかを、例えば無作為に抽出して検証を行うようなEBPMのスキームも考えられると思いますし、そういった査定事業に補助する考え方もあると思います。

場合によっては、査定をする段階で、必ずしも同族ではなくて、第三者の事業承継の方がよいという結果が出てくるかもしれませんし、また、別の方法も考えられるかもしれません。新たな協業のアイデアも査定の過程で出てくるかもしれませんが、それが地域社会の活力に資することの一つの意味と考えております。

税理士のユーチューバーの方であったり、あるいは地方でコンサル業務をされている方は、地域のリスクテイクや資金調達を担われる方だと思いますが、そういった方が節税ではなくて事業アドバイザリーをパッケージとして売り出していただけるようにする、そういう仕組みをつくることが望ましいと感じております。

以上でございます。

○赤井座長

ありがとうございました。

布袋先生、お願いします。

○布袋大東文化大学経済学部教授

私からは、幾つかコメントさせていただければと思います。

まず中小企業庁の４ページ目に制度を利用した件数が載っているのですが、後の方で地域別の件数とかもあるのですけれども、私の個人的な関心としては、適用されたときに後継者の方たちが親族の方だったのか、それとも親族以外の方だったのかというような、そういった統計があれば少し見たいなという感じがしました。

というのは、事業承継税制も途中で税制改正がされて、親族以外の、例えば従業員の方たちへの承継というところでも道が開かれたということだと思うのですけれども、それによってどれぐらい親族外の方たちに適用されたのかというのは興味深いところだなと思いました。というのは、財務省の先行研究を調べた資料の中で、誰が承継するかによって事後的なパフォーマンスが変わってくるというような研究もあるということが示されていたと思うのですけれども、親族が承継するのか、それとも親族外の

例えば従業員の方たちが承継するのかといったところで効果が変わってくる可能性もありますので、そういう意味で、基礎的な情報としてどれぐらい親族外の方たちが事業承継税制を利用したのかという情報も必要なのではないかなと感じました。

それから、同じく中小企業庁の７ページ目ですけれども、こちらが事業承継後の効果の検証といったところで、これまでも先生方が指摘されているところではあると思うのですけれども、事業承継税制を利用したところとそうでないところの比較があるのですが、これを見る限り、事前の制度を利用する前の企業特性というものが、制度を利用したところと利用していないところでそろえられていないというか。要するに比較可能な状態になっていないと感じますので、少なくともこういう分析をするときは、制度の適用直前の例えば企業規模ですとか、生産性だとか、経営者とか後継者の方たちの年齢ですとか、あと業種ですね。そういったところで２つのグループの特性をそろえた上で比較していくというのが通常なのではないかなと思いました。

それから、８ページ目なのですが、これも先ほどから先生方が御指摘しているところだと思うのですけれども、左下の図、贈与の方が効果があったという形で書かれているのですけれども、これもデータがなければなかなか分析が難しいというところではあると思うのですが、制度を適用する前の期間もできるだけ長くデータがあればそれを取って、事業承継をする前に売上げの増加率がどういう動きをしていたのかというところ、事前の動きといったところもしっかり追わないと、なかなかその効果があったかどうかというのは判断するのが難しいのかなと思いました。

それから、また話は替わるというか、その前の７ページ目に戻るのですけれども、ここでは特例措置の効果を検証しているということだと思うのですが、私の関心といいますか検証したらどうかなと思うのは、特例措置の効果だけではなくて、一般措置を適用された人たちもいると思いますので、一般措置を適用された人たちの効果がどうであったのかということも分析をしてみて、それを特例措置の効果と比較してみるというのも、もし結果が異なれば何か重要な示唆があるのではないかなと思いました。というのは、一般措置と特例措置であれば対象となる株式の範囲が違うというところもありますし、相続であれば猶予される税額のパーセンテージも一般措置と特例措置で変わってくるということがありますので、そういったところが効果の違いを生んでいる可能性もありますので、そういうのを見るのもいいのではないかと思いました。

あと、先ほどの後継者の話とも関連しますけれども、親族に承継された場合の効果を見ていると思うのですが、親族外に承継されたケースがあるのであれば、親族外に承継されたときに、親族に承継された場合と効果が異なってくるのかと。そのような分析もできると思いますので、もしそういう分析ができるのであれば、結果に違いが出てくるのであれば、興味深い示唆が得られるのではないかなと思いました。

最後、財務省の資料の方なのですけれども、18・19ページ目に後継者の相続税の負担能力というところがあると思うのですが、これも私の関心と関係してくるのですけ

れども、親族が後継者である場合と親族外の方が後継者になったときの場合というところで相続できるものが違ってくるのではないかなというのを少し疑問に思ったものですから、もし分かれば、後継者が親族の方の場合と親族外の方の場合で負担能力がどう違うのかというのも比較してみるといいのではないかなと感じました。

私からは以上です。

○赤井座長

ありがとうございます。

武田特別委員、お願いします。

○武田特別委員

３点、意見を申し上げます。

第１に、政策の目的の明確化と効果検証の必要性についてです。事業承継税制本体は、事業継続を通じた雇用確保や地域経済の活力維持を掲げており、特別措置は円滑な世代交代を通じた生産性向上を目的としているとされています。しかし、特例措置の適用要件には、生産性向上に関する要件は特に課されておりません。まずは円滑に世代交代することが狙いとは思いますが、目的どおり、その後の生産性向上につながるよう、要件を設けることが重要だと思います。

その点、財務省資料の11ページ目のアンケート結果を見ますと、早期に事業承継に踏み切ることができた、あるいは株式の集約化が進んだという点では、一定の成果が見られていると思います。一方で、生産性向上という観点に近い、会社の経営状況がよくなったとの回答は、低い結果となっております。したがって、政策目標を改めて明確にし、それと整合的な要件を設定するとともに、事後のデータ提出などを前提として、その目的に照らして検証できる仕組みを組み込むことが必要ではないかと思います。

第２に、事業承継税制における雇用要件についてです。この点については、他の委員の方とは異なる意見を持っております。確かに地域における雇用の確保は引き続き重要だと思います。一方で、足元では人手不足が相当進んでおり、今後さらに地域を中心に人口減少が進むことを考えますと、最近は、AIやロボティクス、フィジカルAIなどを活用しながら、生産性向上を図ろうとしている企業も増えているように思います。こうした経済状況の変化を踏まえますと、雇用要件については、一定の見直しの余地があるのではないかと考えます。

第３に、資産管理会社への適用についてです。他の委員からも御指摘がございましたが、実際に事業を継続的に営んでいることを、より厳密に求める必要があると考えます。現在、資産管理会社への適用は、３年以上の事業実績や親族以外の従業員５人以上といった一定の要件が課されています。しかし、会計検査院の御指摘どおり、納税猶予による便益が数十億円に上るケースもあるとすれば、公平性の観点から要件がやや緩過ぎるのではないかと考えます。

以上をまとめますと、円滑な事業承継や世代交代を促すことによる新事業等への取り組み加速という観点で、本税制には一定の意義があると考えます。一方で、政策目的を明確にすること、環境変化を踏まえて適切な要件を課すこと、さらに課税の公平性を踏まえ、制度のアップデートを御検討いただきたいと思います。

以上です。

○赤井座長

ありがとうございました。

中空委員、お願いします。

○中空委員

御説明を聞いている中で、例えば後継者の相続税の負担能力がかなりあるということですとか、資産管理会社が一体何だという話を聞くやに、これが租税回避の目的として使われるのではないかという懸念が怪しさとともに浮上するという気持ちになったところです。そういう指摘を各先生方にばしっとしていただいたので、それ以外のところで私から２点申し上げたいと思います。

１点目は、マクロ的な見地で中小企業に対する事業承継税制が働くことでどういう効果があるのかということを少し見せていただけませんかということです。例えば中小企業庁の方から説明を受けた５ページに潜在活用層がこんなにありますよというのがあって、例えば今、千何百件使っているので、まだ１万件あるということは、10年間ぐらい使うよねということが見えてくるわけです。

ただ、もう一歩突っ込んで教えていただきたいのは、今、マクロ的に言うと99.7％は中小企業で構成されておりますが、このうち６割、７割は赤字で、３割、４割ぐらいしか黒字ではないということはよく知られています。これは、新陳代謝が進んでおらず、本当は退出すべき企業が退出できていないのではないかという問題意識につながります。このように事業承継をすれば現状維持にはなるのでしょうが、新陳代謝を促せるのかということについては疑問が残るということになると思います。

そこで、例えばこれを適用した企業に関してはやはり意味があったのだということが説明される必要があると思うのです。12ページ目で、もしこの事業承継税制がなかりせば廃業していたという企業は、本当はものすごく稼ぎがいいとか、あるいはこういう意味で地域貢献、社会に貢献しているとか、あと例えばこのねじがないとこういうすごいことができないのですとか、重要なことがあったのではないかと思います。これがなかりせば廃業していた人たちが生き残ったことによってどんな良い効果があったのかということがもし説明できるなら、事業承継税制について、割とやめたほうがいいのではないかという攻撃が多い中で、少し救われる意見が出せるのではないかと思うのです。したがって、そういった説明をできるような工夫ができませんかというのが１つ目の話です。

２つ目は、同族から出たからといって全ての企業が駄目だということは絶対ないと

思うのですけれども、怪しさは拭えないということはあると思います。そのため、こういった事業承継税制の適用条件についてはきちんと見直す必要があると思います。それは日本税理士会連合会の方が出していただいた事業用資産に対応する部分だけにするとか、それも一考だと思いますし、様々なことがあると思うのですが、例えば適用条件の中にこの企業が生き残ってほしいとかという話も本当はあるのではないかと思うのです。例えばこの人がいなくなったらこの事業は途絶えてしまうというようなことをやっている中小企業の方々。そういう方もいらっしゃると思うので、一発で適用条件をかけて駄目、良いとかという話になっていいのかということも考えなければいけないことなのではないかと思うのです。

したがって、企業の必要性がある、ないという線引きが上手にできるというのは、やる必要があることの一つだと思います。私は、マクロ的に今の黒字の企業が非常に少ない中小企業というのは、てこ入れが必要だし、新陳代謝が必要だと思っていますけれども、全ての企業が必要ではないなんていうことはないし、こういった中で漏れてしまう本当に日本に必要だったよねという事業がなくなってしまうことについての恐怖は一定程度感じています。したがって、どう線引きをすると良いのか、今の状態では怪しさだったり租税回避なのではないかということになってしまいがちだし、なってしまいそうに見えるし、私もそのようにとても思うのですが、適用条件はもう少し何とか工夫の余地がないかということは一段考える必要があるのではないかと思いました。解決策はありませんが意見です。

以上です。

○赤井座長

ありがとうございます。

土居特別委員、お願いします。

○土居特別委員

これまでの多くの委員の方からのお話を私としてもまとめると、租税回避の手段に事業承継税制をしてはいけないということ、それから資産承継ではなくて事業承継だということは私も全く同感で、その線はここでもある意味で共有できているというところはあるのかなと思います。

ただ、これまでの委員の方が必ずしもおっしゃっていなかったけれども、この議論をするときに欠かせない用語があるだろうと思います。それは法人擬制説ということとゴーイング・コンサーンという言葉です。これらはこの議論をするときに言及しないで議論が終わるというのは少しおかしいと思うわけです。

つまり、何を申し上げたいかというと、法人には相続税はないけれども、個人には相続税があるということです。だから、法人として資産を残せば決して相続税はかからないけれども、個人として保有しているということだとすると相続税をどうするのかという問題があり、事業を営んでいない形で財産を持っている方と事業承継税制が

使える方とのイコールフッティングという問題は確かにあるのですけれども、資産格差の是正は大事ですが、そればかりに注力し過ぎると、資産課税による資源配分の歪みというものが重くなってしまうというところはしっかりバランスを取っていく必要が私はあるのではないかと思います。

そういう意味では、個人の贈与や相続というイベントによって、企業が営む事業が継続できなくなるかもしれないということがあるというのは、ゴーイング・コンサーンの観点からすると望ましくないと思うわけです。もちろんそれに対する緩和策はある程度取られているということで、もちろん租税回避の手段にならない範囲でこれをしっかり維持していくということは大事なことではないかと思います。

その上で、中小企業庁の資料の21ページ目を見ますと、事業承継税制は結構地方でよく使われていると。確かにもっといい後継者がいれば、そこのプールから採用すれば良いではないかと言うのですけれども、果たして本当にそういうことが現実問題としてできるのかということです。結局のところM&Aするにしても都市部が中心で、あまり地方には興味が持たれていないということが事実出ているわけで、やはり地元に根差して事業を継続しておられる方が、引き続きその事業が相続とかいうようなイベントによって継続できないなんていうような事態にならないようにするということは、それはそれとしてしっかり税制でも配慮しないといけないところはあるのではないかなと思います。

もちろん事業承継税制と関係ない話ですけれども、地方に親が住んでいて、子供が東京に行って、親が亡くなって、その相続財産を結局地元の銀行に預けていたものを東京の銀行に持ってくるというような話が世の中にはあったりすると。そうすると結局また東京一極集中というか、東京に資産が集中してしまうわけで、地元に資金がなくなると。それでもいいというのだったらそれでもいいのですけれども、エッセンシャルサービスに関わる地方の地元の企業が廃業するというようなことになって、民間企業がどんどん撤退して、バスも公営化されたりして、そうすると何でもかんでも地方自治体が営まなければならなくなったら、こんなの幾ら税金があっても足りなくなると。このようなことにはならないでほしいわけでありまして、そういう意味では、しっかり地元の企業がきちんと事業が営み続けられるようにするということは、これはこれとしてきちんと配慮しなければならないことなのかなと思ったりもします。それがどのぐらいの割合の納税猶予ならいいのかとか、そういうところは当然バランスがあるので、それは色々議論する必要があると私は思います。

もう一つは、日本税理士会連合会から御提案があって、事業承継であるということについては私も本当にそのとおりだなと思うのですけれども、４ページ目のところで、確かに定量的な区分方法のイメージということで書かれているのですが、実物資産ばかりが事業資産ではないということはしっかり踏まえていただきたいなと思うわけです。つまり、子会社の投資有価証券とかいうのも、確かに金融資産なのだけれども、

でもそれがないとグループとして企業経営が続けられないというようなことがあったりするということもあるので、そういう意味では、もちろん単なる運用目的の金融資産というのは、それは違うのかもしれないのですけれども。かといって、よくある内部留保批判論ですけれども、内部留保がたまっているということが悪いわけではなくて、むしろしっかり収益を上げられているかどうかということが問題なのであって、内部留保で資産を取得したときに、それが有形固定資産ではなくて投資有価証券、つまり子会社の株とかいうことだったとしても、それはそれできちんと収益を上げられていればいいというわけなので、そういうところはしっかり見るべきところなのではないかなと思います。

そういう意味で、地元貢献を事業承継税制で問うということは非常に大事なことで、私が先ほど申し上げたような意味でも、正の外部性を維持するという役割はこの事業承継税制であっていい部分ではないかなと思いました。

私からは以上です。

○赤井座長

ありがとうございました。

佐藤特別委員、お願いします。

○佐藤特別委員

いろいろな論点が出ているので、私もできるだけかぶらないようにコメントさせていただきたいと思います。

１つはEBPMの観点からなのですが、例えばこの事業承継の政策目的が例えば雇用の確保・維持、あるいは生産性の向上だとすれば、他の政策もあると思うのです。中小企業庁を含めていろいろな補助金、租特があって、それが中小企業の生産性向上とか、設備投資の更新であるとか、ひいては雇用の確保とか、そういった形での他の政策があるので、他の政策と比べて事業承継税制は本当に効果的なのかどうかという比較があっていいのかなという気がします。事業承継税制はどうしても事業を承継した企業しか恩恵が得られないので、先ほど國枝先生から話がありましたが、スタートアップとかであれば、普通の補助金とかその他租特も使えるかもしれないので、対象範囲も違うと思いますので、その辺りは本来EBPM的に言うと比較があっていいのかなというのが１つ目です。

２つ目なのですが、そもそも何で事業承継税制かというときに、支払いの流動性の問題である、非上場株式はすぐに売却できないので流動性に問題があるというお話がありますけれども、相続税には延納という制度がありますね。延納の場合は確かに預貯金とかに比べて十分な預貯金がなくて、流動性に欠くのであれば延納を認めるみたいな仕組みがあるはずなのですが、似たような考え方が本来はあって、手続として本当に流動性がないのかどうか。先ほど金融資産が本当はあるのではないのかという資料もあったと思いますけれども、もし理由が流動性の欠如だと、支払能力、金銭的に

支払えないのだということであれば、本当にそうかどうかというチェックが本来あっていいのかなという気がするということです。

３番目なのですが、先ほど土居特別委員からあったように、確かにゴーイング・コンサーンという観点から見ても、私もこの種の課税には慎重であるべきだと思いつつ、例えば仮に事業を継続した場合に免除するということになった場合、事業を廃業した場合は逆に課税が発生する可能性があるとすると、ゾンビ企業とは言いませんが、赤字企業が相続税を回避するためだけに続くという形であって、かえって新陳代謝に悪いのかなという気もしますので、この辺りは慎重な制度設計があっていいのかなという気がしましたということ。

最後には、先ほどから出ている資産管理会社との関係ですけれども、もともと農地に対しても課税の猶予、延納の仕組みがありますが、あれは農地が対象なのです。確かに事業用資産といっても色々な資産があるのですけれども、子会社の場合、子会社の株式であれば、それはいわゆるアクティブ投資とみなせば、最終的には何らかの事業用資産に行き着くはずで、それが例えば工場であるとか店舗であるとかあるはずなので、逆に考えると、ある種こういう資産については猶予を認めますみたいな、そういう限定列挙してもいいのではないかなという気はしていたのです。そうしないと資産管理会社ではないが、あれも猶予、これも猶予になってしまいますので、農地とのバランスで考えると、これもEBPMですけれども、実際にどういう業態がこれを使っていて、本当にそれはこの趣旨にかなっているのかどうか。かなっていないとすれば、ある程度対象となる資産、事業用資産を具体的に限定していくというか絞っていくということも選択肢になるのかなと思いました。

以上です。

○赤井座長

ありがとうございます。

それでは、委員からの質問部分についての回答を財務省、中小企業庁、日本商工会議所、日本税理士会連合会の順でお願いいたします。

○谷主税局税制第一課主税企画官

各委員から、多様な視点から御意見いただきまして、大変ありがとうございました。

布袋先生に御指摘いただきました、私どもの資料の18、19ページの後継者の方の相続税の負担能力について、親族内と親族外に分けて分析してはどうかという御指摘でございます。手元にデータがございませんので、どのぐらい対応できるかというのは考えたいと思いますけれども、一般論として申し上げれば、親族外に承継される場合には、株式以外のものを渡すということはなかなか想定し難いのかなとは思いますが、こちらについてはどういった形で対応できるか考えたいと思います。

２つ目、直接の御質問ではありませんでしたが、佐藤特別委員から、廃業した場合に納税猶予が取り消しになるということであれば、ゾンビ企業を生き延びさせるよう

な仕組みになってしまうのではないかという御質問があったと受け止めております。我々の資料の４ページ目でございますけれども、説明を今回省略させていただいておりましたが、赤いところの一番右、３つ目の四角で書いていますが、経営環境悪化による株式譲渡、例えば倒産ですとか廃業等の場合におきましては、その時点で株式の価額を再計算いたしまして、元の猶予税額との差額については免除をするという形を取っておりますので、そういった意味で、廃業時において納税猶予が取り消されるから廃業をストップする、ゾンビ企業が生き延びるような制度設計にはしていないということは御理解いただければと思います。

私からは以上でございます。

〇赤井座長

中小企業庁、お願いします。

〇森中小企業庁事業環境部財務課長

色々と御意見いただいたのでまとめてという形にはなってしまいますが、そういう意味では、正の外部性を正当化するための要件であったり、計画の在り方であったり、適用対象等についていろいろ検討すべき点があるというところについては様々御意見をいただいたと思います。

それから、適用件数の中で親族か親族外かの割合については、今、手元でデータはございません。ただ、若干繰り返しなのですが、制度設計としては財務省資料にもあったとおり、株式の分散を防止して経営安定につなげるというところが根っこにあるということがありますので、例えば要件としては後継者が代表者であること、またその後継者及び特別関係にある、そういう意味ではファミリー等でしっかりと経営のところがコントロールできるというところが総株主数の50％であるといったような、もともと設計手法として事業承継全般ということではない、そうした要件を絞った上で、さらに外部性みたいなところで、現状で言えば雇用といったようなところが要件になっているというところが前提条件として私がきちんと説明できていなかったのかと思いながらお聞きしておりました。

さらに、より前提条件ということで言うと、選択肢というお話をさせていただきました。我々としては、親族内であること自体がアプリオリに優先すべきということでは全くなくて、それは様々な企業、様々な状況、様々な経営環境の中で、事業の承継については選択肢があろうと思っております。そうした中で、親族内という選択肢を潰さないように、障壁にならないようにという観点でこの税制があるのであって、私の課で申し上げれば、中小企業のM&A、こういったものが安心してより円滑に進められるように市場環境をいかに整備していくかということについても併せて行わせていただいておりますし、親族内に限らず、事業承継、引継ぎについて、各都道府県と連携をしながら、金融機関ともネットワークをつくって支援をしていくと。より適切なプランニングであるとか選択肢をつくっていくということもやらせていただいている

ということは申し上げたいと思います。

その上で２点だけ、株式の集約化という観点で申し上げれば、財務省の資料の中で14ページ目、保有割合のところで一般措置については３分の２に崖があるというところは、我々としても初めて見たデータだったわけでございますが、逆に言うと、現状、一般措置については３分の２上限となっている中で、一部相続をここまでしかできなかったという意味においては、特例措置によってそこの集中の阻害というものが３分の２以上のところに効果が出たとも見られるのかなと私自身は感じた部分がございます。

それから、ゴーイング・コンサーンないしは法人については相続税があるわけではないということで申し上げると、財務省資料の18、19ページについても、ここは見方が立ち位置ないしは観点によって大分変わってくるのかなと個人的には思いながら見ておりました。例えば現預金や生命保険というのは生前の努力、個人の努力によって、家族への生活の保障手段も含めて、相続税を支払った上で次世代に残っているものということでございますし、場合によっては住宅ローンといった借金がある、ないしは経営者の個人保証がくっついているというものも含めて相続があるという面もあると思います。

有価証券についても、実務においては、恐らくですけれども特に業歴が長い会社さんとかで言えば、取引先ですとかメインバンクとの関係での関係性を維持するための株式というものも含まれている可能性もあると思います。なので、一概に全てがそうだと申し上げるつもりはございませんが、そうした個人資産、生活するための資産も含めて、全てつぎ込んでもなお相続税を支払うためのキャッシュというものを賄うのは大変苦しい、ないしはつぎ込んでもなお全く足りないという方々が実際にいると。100％でないということはそういうことなのだと私自身受け止めながら、そうした選択肢をなくさないようにするために、外部効果のところの正当性をいかに確保するような制度設計を考えるべきかということを様々な意見を胸に留めてさらに検討したいなと思っております。

分析の甘さも含めて、ありがとうございました。

〇赤井座長

ありがとうございます。

日本商工会議所、お願いします。

〇宮澤日本商工会議所産業政策第一部長

一言だけ申し上げます。先ほど中小企業庁から、非常に論理的にフォローいただきありがとうございます。とりわけ私ども、地域経済を見ている立場からすれば、どのように地域経済を発展させていくのか、その担い手として、地域の中核を担う中小企業が事業を承継をする際に、どれだけスムーズに承継できるのかということが非常に重要だと考えております。

中小企業からは、課税の苦しさ、厳しさを訴える声を引き続きいただいておりますので、様々な御意見をいただくことはもちろん承知しておりますけれども、トータルとしてこの政策効果を含めて重要と思っておりますので、私ども日本商工会議所としては引き続き、事業承継を支援していきたいと思っております。

以上です。

○赤井座長

ありがとうございます。

日本税理士会連合会、お願いします。

○相間日本税理士会連合会専務理事

御意見いただきました事業継続に必要な部分の試算というところですけれども、ここのところは例示でありまして、色々な御意見があると思いますので、そこのところも是非色々お考えいただいて、継続をお願いしたいなと考えております。

租税特別措置法の意義ということなのですけれども、何の目的でこの税制があるのかというところではなく、まず国民納税者の担税力の適正化という言葉を使わせていただきますが、適正化するために租税特別措置法の意義があるのではないかと考えております。

例えば相続税法にあります小規模宅地等の減額の措置というのを御存じだと思うのですが、あれと同じような立ち位置で考えていけたらなと考えております。国民が使いやすくて、しかも担税力に資するような税制であるべきではないかと考えております。以上でございます。

○赤井座長

皆様、ありがとうございました。

私から一言。皆様の御意見を聞いていて、この税制は特殊で、法人から見る税と家計・個人から見る税とを分けて色々議論が行われているのですけれども、この税制は法人でありながらも、実際に引き継ぐ人の在り方みたいな、先ほど担税力のことがありましたけれども、そういう視点も考えないといけないという難しさがあると思いました。法人側なのか、それとも受ける個人の側でどのぐらいの配慮が必要なのか、そこを区分けしながらあるべき姿を考えるのは重要かなと思いました。

ありがとうございました。それでは、以上で質疑応答を終了したいと思います。

本日は、事業承継税制に対し、EBPMの観点から大変有益な御意見を委員の皆様から頂戴いたしました。御参加ありがとうございました。

それでは、この辺りで本日の議事は終了したいと思います。本会議については記者も傍聴できるようにしておりますが、会議の概要について、この後、事務方から記者に対して御紹介してもらおうと思います。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

［閉会］